

金山町農業委員会委員募集要項

農業委員会等に関する法律及び金山町農業委員会の委員選任に関する規則に基づき、農業委員会委員候補者を募集します。

1 募集人数

12人

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

金山町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会の総会へ出席します。
- (2) 農地法や他の法令に基づく、農地の権利にかかる許可等に関する審議、及び審議に関連する現地調査を行います。
- (3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農地利用最適化推進委員と連携して、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び農業への新規参入の促進）に関する活動を行います。
- (4) 農業委員会等が開催する会議及び研修会（年数回）に出席します。
- (5) 農地利用最適化推進委員と連携して、農家からの相談、農家への助言並びに指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行います。

5 報酬

- | | | |
|-------------|----|----------|
| (1) 会長 | 年額 | 202,000円 |
| (2) 会長職務代理者 | 年額 | 182,000円 |
| (3) 委員 | 年額 | 180,000円 |

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次の者は農業委員会等に関する法律により、農業委員になることが出来ません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 兼職の禁止

農業委員の兼職の可否については、次のとおりです。

| 区 分 | | 兼職の 可 否 | 根拠法令 |
|-------------|-------------------|------------|---|
| 農業委員会 | 農地利用最適化推進委員 | × | 農業委員会等に関する法律 第 18 条第 5 項 |
| 国会議員 | 衆議院議員・参議院議員 | × | 国会法第 39 条 |
| 執行機関の 委員 | 教育委員 | × | 地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第 6 条 |
| | 人事委員会委員 | × | 地方公務員法第 9 条の 2 第 9 項 |
| | 公平委員会委員 | × | 地方公務員法第 9 条の 2 第 9 項 |
| | 固定資産評価審査委員会 委員 | × | 地方税法第 425 条第 1 項 第 3 号 |
| | 固定資産評価委員 | × | 地方税法第 406 条第 1 項 第 2 号 |
| 一般職公務員 | 職員、常勤再任用職員 | △ | 国家公務員法第 101 条、 地方公務員法第 35 条 ※自治体による (兼職承認) |
| その他 | 農業委員会の請負業者 | × | 地方自治法第 180 条の 5 第 6 項 |

8 推薦及び応募の方法

推薦書及び応募書に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、金山町農業委員会事務局又は金山町役場横田出張所まで提出してください。

(1) 推薦及び応募書

| | |
|------------|-----------------------------|
| 個人による推薦 | 様式第 1 号 金山町農業委員会委員推薦書 (個人用) |
| 法人・団体による推薦 | 様式第 2 号 金山町農業委員会委員推薦書 (団体用) |
| 本人による応募 | 様式第 3 号 金山町農業委員会委員応募書 |

(2) 推薦書及び応募書の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからダウンロードできます。

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|---|--------------|
| 金山町農業委員会事務局 | 〒968-0011 金山町大字川口字谷地 393 金山町役場 3階 | 0241-54-5321 |
| 金山町役場 横田出張所 | 〒968-0322 金山町大字横田字居平 601-1 | 0241-56-4111 |

《金山町ホームページ》

<https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/52/nougyouinbosyu.html>

9 受付期間

令和8年4月17日（金）【必着】

※持参される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

10 選定方法

金山町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに次の観点により選定します。

- (1) 認定農業者や認定農業者に準ずる者（認定農業者であった者、認定就農者等）、が委員の過半数（過半数とすることが著しく困難な場合は1/4）を占めること。
- (2) 農業委員会の所掌事務に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれること。
- (3) 地域バランス、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。
- (4) 下記のア～ウに該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者との関係を有する者
 - イ 市町村税の滞納者
 - ウ 違反転用の指導対象者

11 農業委員候補者の選定結果の通知

農業委員候補者の選定結果は、令和8年5月上旬までに被推薦者及び応募者全員へ書面で通知します。その後、金山町議会（令和8年6月定例会を予定）の議案として提出し同意を得た後、金山町長より任命します。

1 2 その他

- (1) 受付期間終了後（4月中旬）に、推薦者、被推薦者、応募者それぞれの書類記載事項について、住所を除いた情報を金山町のホームページ等で公表します。
- (2) 推薦書及び応募書に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。

1 3 問い合わせ先

金山町農業委員会事務局（金山町役場 3 階農林課内）

〒968-0011 金山町大字川口字谷地 393

電話：0241-54-5321（直通） FAX：0241-54-5335